

14校文科科第10号
平成14年6月3日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



立教大学原子力研究所の原子炉設置変更
[使用済燃料の処分の方法の変更] について（諮問）。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第1項の規定に基づき、学校法人 立教学院 理事長 小宮山 昭一から平成14年5月8日付け学院発第02018号をもって、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経
理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請に係る変更は、立教大学原子力研究所の原子炉における使用済燃料の処
分の方法について、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とア
メリカ合衆国政府との間の協定」を締結している米国のエネルギー省に引き渡す
ことを追記するものである。協定に基づく措置を処分の方法に追加するものであ
るため、原子炉が平和目的以外に利用されるおそれはないと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、上記1. に示すとおりであり、これらが我が国の原子力
の研究開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められ
る。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、工事を伴わないため、資金を必要としない。